

# 防火対象物点検報告制度について

多数の人が利用する防火対象物の管理権限者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項について、1年に1回点検させ、その結果を消防署長に報告する義務があります。(消防法第8条の2の2)

※ 防火対象物点検未報告、又は虚偽報告をした場合は、30万円以下の罰金又は拘留となる場合があります。(消防法第44条)

## 1 防火対象物点検報告を要する防火対象物

防火管理者の選任が必要な建物で、かつ、建物の用途が特定用途(※1)であって、次の表に掲げるものがが必要です。

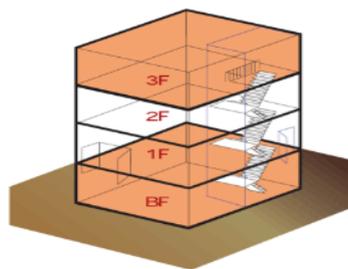
※特定用途とは………集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設等の不特定多数の人が利用するもの

収容人員が30人以上300人未満 (10人以上300人未満※)	収容人員が300人以上
特定用途が地階又は3階以上の階にあり、地上に直通する屋内階段が1か所の防火対象物	特定用途を含む防火対象物

注1 同一敷地内に同一管理権原者の複数の防火対象物がある場合は、それらを1つの防火対象物とみなし、収容人員を合算して判断します。

※ 特定用途が(6)項口、6項口を含む16項イの場合

※点検報告が必要な防火対象物のイメージ

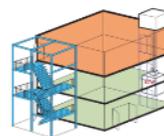


特定用途に供される部分



注1  
階段が2つある場合でも、**間仕切り等**により1つの階段しか利用できない場合は

■点検報告が必要ないもの



注2  
階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合は

## 2 防火対象物点検報告の特例

一定の要件を満たしている防火対象物は、管理権原者の申請により、消防署長に認定された場合は防火対象物点検報告を3年間免除することができます。

申請要件については次のとおりです。

- 1 管理権限者が防火対象物の管理を開始してから3年以上経過していること。
- 2 過去3年以内において、次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 消防法令違反による命令を受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。
  - (2) 特例認定の取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。
  - (3) 防火対象物の点検若しくは報告がされなかったことがあり、又は虚偽の報告を行ったことがあること。
  - (4) 防火対象物点検の結果、点検基準に適合していないと認められたことがあること。

### 3 特例認定の失効・取消

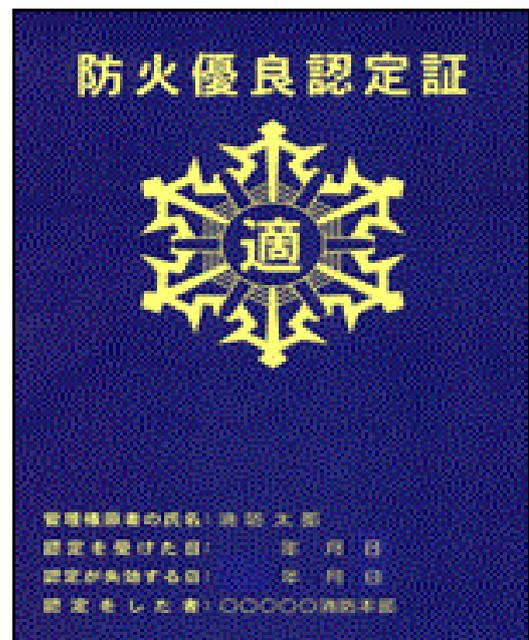
防火対象物点検報告特例認定を受けた防火対象物が、次のいずれかに該当することとなったときは、特例認定は失効します。

- 1 特例認定を受けてから3年が経過したとき(特例認定を受けてから3年が経過する前に、再度特例認定の申請をしている場合は、その申請に対する認定又は不認定の通知があったとき)。
- 2 防火対象物の管理権原者に変更があったとき。

※ 偽りその他不正な手段により防火対象物点検報告特例認定を受けたことが判明したときや、消防法令違反が認められた場合には、特例認定は取り消されます。

### 4 表示

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物又は防火対象物点検報告特例認定を受けた建物は、その旨を表示することができます。



※ 虚偽の表示等をした場合は、30万円以下の罰金又は拘留となる場合があります。(消防法第44条)

### 5 その他

- 1 防火対象物点検報告の特例認定を受けた防火対象物で、その期間中に管理権原者に変更があったときは、変更前の管理権原者はその旨を管轄する消防署に届け出してください。ただし、管理権原者が法人である場合、法人の代表者が変更となったときは、当該届出は必要ありません。
- 2 各種届出書又は申請書は石巻広域消防ホームページからダウンロードすることができます。